

地方法人税廃止法案

【地方法人税の廃止に関する法律案〔新規立法〕】

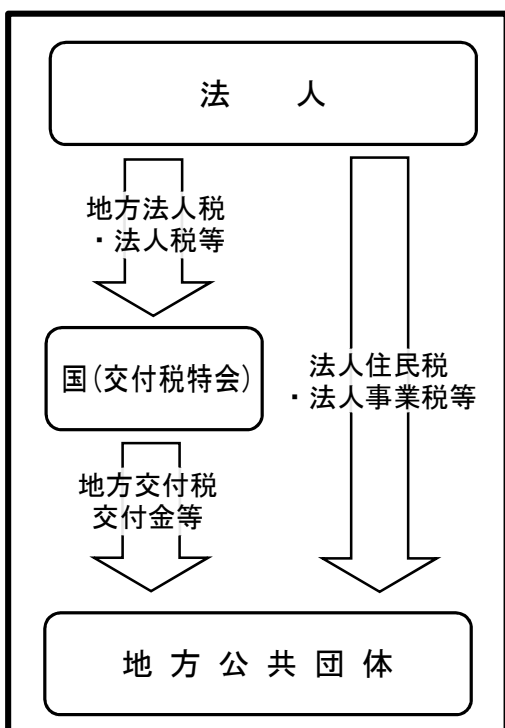
<立法の背景・趣旨>

地方法人税（※）は、その税収全額が地方交付税の財源とされ、国の交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体へ交付されている。

→ 地方公共団体の自主財源を適切に確保する観点から、国と地方公共団体の税源配分を見直す必要があることに鑑み、地方法人税を廃止するものとする。

- ① 政府は、地方法人税を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、地方法人税の廃止により地方交付税の総額が減少することを踏まえ、法人住民税（法人税割）の税率の引上げその他の法制上の措置を講ずるものとする。

現 行



地方法人税廃止法案

（政府に次の措置を義務付け）

- 1 地方法人税を廃止するために必要な法制上の措置
- 2 法人住民税（法人税割）の税率の引上げその他の法制上の措置

（※）平成26年度税制改正において、法人住民税（法人税割）の一部を地方交付税原資化するため、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方交付税の原資に充てる国税として地方法人税が創設された。